

社会保険ひろしま

第913号

- 【ご案内】 令和6年10月の短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大
- 【お願い】 ～年金を受け取りながら働いている短時間労働者へ周知をお願いします～
令和6年10月の短時間労働者に対する適用拡大に伴う老齢厚生年金の経過措置
- 【ご案内】 口座振替のご案内
- 【ご案内】 CDによる被保険者データの提供は令和7年3月で終了するため、被保険者データの受け取りは「オンライン事業所年金情報サービス」をご利用ください
- 年金だより
- 「マイナ保険証」や「資格情報のお知らせ」等に関するお問い合わせは、専用ダイヤルをご利用ください
- 令和6年度被扶養者資格再確認のご協力をお願い
- 健診の結果、「要治療」・「要精密検査」と判定された方は早めに医療機関の受診をお願いします
- 「健康経営優良法人2025」の申請受付が始まりました！
- 出張相談窓口の閉鎖について



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和6年7月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		61,108	60,161
船舶所有者数		246	323
被保険者数	男性	511,101人	381,307人
	女性	347,311人	266,575人
	船員	2,982人	3,275人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 令和6年10月の短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

令和6年10月1日から「特定適用事業所」に該当する事業所の範囲が、厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上の事業所から常時51人以上の事業所に拡大されます。

特定適用事業所に該当した事業所は、加入対象となる短時間労働者がいる場合「被保険者資格取得届」の提出が必要です。なお、短時間労働者の「被保険者資格取得届」を提出する際は、届書備考欄の「3.短時間労働者の取得（特定適用事業所等）」を忘れずにチェックしてください。

<加入対象（短時間労働者）の要件>

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の項目にすべて該当する方は「短時間労働者」に該当します。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 学生ではない

お願い

～年金を受け取りながら働いている短時間労働者へ周知をお願いします～ 令和6年10月の短時間労働者に対する適用拡大に伴う老齢厚生年金の経過措置

老齢厚生年金を受け取っている65歳未満の方のうち、障害者または長期加入者の特例対象者が厚生年金保険の被保険者資格を取得すると年金の定額部分が全額支給停止となります。

ただし、上記に該当する方が、令和6年10月の短時間労働者の適用拡大によって、令和6年10月1日に被保険者資格を取得した場合は、「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を提出することで、年金の定額部分を引き続き受け取ることができます。

届出様式は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。



ご案内 口座振替のご案内

厚生年金保険料等は、毎月末日(末日が土日祝日の場合は翌営業日)が納付期限です。

厚生年金保険料等の納付は、口座振替が便利です。毎月の納付の手間を省き、納め忘れもなくなります。一部ネット銀行も利用可能です。

詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

納付期限までに納付が確認できない場合は、「厚生年金保険料等納入コールセンター」から納付方法や指定期限についてご案内しています。指定期限は後日お送りする督促状でご案内しますが、指定期限までに納付がなかった場合は、延滞金が発生します。

厚生年金保険料等の早期納付にご理解・ご協力をお願いします。

なお、当コールセンターの電話番号は発信専用となっているため、折り返しのお電話をお受けできません。

お問い合わせの際は、管轄の年金事務所（厚生年金徴収担当課）にご連絡ください。

CDによる被保険者データの提供は令和7年3月で終了するため、被保険者データの受け取りは「オンライン事業所年金情報サービス」をご利用ください

被保険者データ※を収録したCDの提供は、郵便事故による個人情報の漏えい防止や環境負荷の軽減を図る観点から、令和7年3月末をもって終了します。

※被保険者データとは、日本年金機構がホームページ上で無料で提供している「届書作成プログラム」で簡単に届書を作成するための事業所・被保険者の情報のことです。

日本年金機構では、被保険者データや毎月の社会保険料額等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れる「オンライン事業所年金情報サービス」を提供しています。被保険者データの受け取りは、本サービスをご利用いただきますよう、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

<オンライン事業所年金情報サービスとは>

事業主の方が被保険者データ等の電子データをe-Govのマイページで受け取れるサービスです。

現在GビズIDをお持ちの事業主の方のみ利用可能ですが、令和7年1月から電子証明書をお持ちの事業主の方や、社会保険事務を受託している社会保険労務士の方も利用可能とする予定です。



ご利用方法等の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。年金事務所にお問い合わせください。

オンライン事業所年金情報サービス 検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html



年金だより

年金の相談・請求手続きはインターネット予約が便利です。

年金の相談・請求手続きは、インターネット予約を利用すると以下のメリットがあります。

- 毎日予約を受け付けているため、休日を気にせず予約できます。
- 予約日の前日に予約時間等のお知らせメールが届くので、予約忘れを防止します。
- もし予定が入ってしまった場合も、インターネットからスムーズに変更やキャンセルができます。

→詳細はインターネット予約専用サイトからご確認ください。

予約専用サイトへのアクセス方法

■翌々開所日から予約ができます。



スマートフォン



https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/sp_soyo/RA01_SP/W_RA0101_SPSCR.do



パソコン

日本年金機構 予約相談 検索

https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/RA01/W_RA0101SCR.do

インターネット予約の受付時間

土日祝日を含め毎日

8:00 ~ 23:30

※ システムメンテナンスによる停止を行うことがあります。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X (旧Twitter) @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

2024年

9月

協会けんぽ

広島支部からのお知らせ



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 いろは

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 かえで

加入者の皆様へお知らせいたしますようお願いいたします

「マイナ保険証^(※)」や「資格情報のお知らせ」等に関するお問い合わせは、専用ダイヤルをご利用ください

※健康保険証として利用登録したマイナンバーカード

22か国語対応

協会けんぽ
マイナンバー
専用ダイヤル



☎0570-015-369 (ナビダイヤル)

平日 8時30分～17時15分 (土日祝日年末年始を除く)

- マイナ保険証
- オンライン資格確認
- 資格情報のお知らせ
- 資格確認書 など

※ナビダイヤルの通話料金は発信者の負担となります (通話料定額プラン適用対象外です)。
 ※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178) にお願ひします。



コールセンター対応言語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

新制度の解説動画はこちら

マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書等の解説動画をご覧ください。



ぜひご覧ください！

マイナ保険証特設ページ

こちらのページからも解説動画をご覧ください。



令和6年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的として、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくための被扶養者資格の再確認を毎年度実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、ご加入の皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年度の予定等

確認の対象となる方	令和6年4月1日において18歳以上の被扶養者
送付時期	令和6年10月上旬から下旬にかけて順次送付
提出期限	令和6年11月29日(金) (予定)
令和5年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 扶養解除者数 約7.1万人 ● 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約10億円

詳細は、事業所宛に届く被扶養者状況リストをご覧ください。



健診の結果、「要治療」・「要精密検査」と判定された方は 早めに医療機関の受診をお願いします

健診の結果、「要治療」「要精密検査」と判定された場合、自覚症状がなくても、体のどこかに異常がある恐れがあります。自己判断はせず、必ず医療機関を受診しましょう。

ご本人様宛に受診をお勧めするご案内をお送りしています

血圧・血糖・脂質の健診結果が、「要治療」「要精密検査」と判定されながら、一定期間医療機関への受診が確認できない方を対象に、健診受診日から約半年後にお送りしています。

🔍 **令和6年10月(令和6年4月健診受診分)から送付対象者が拡大されます**

新たに対象となるのは、生活習慣病予防健診を受診された任意継続被保険者の方、事業者健診データを提供いただいた方、特定健診を受診された被扶養者(ご家族)の方です。

事業主様・ご担当者様へお願い

健診結果が「要治療」「要精密検査」となった従業員様が、早期に医療機関を受診できるようお声がけ等をお願いします。

📄 口頭では伝えにくい場合などにお使いいただける案内文書を作成しています。ぜひご活用ください!

ダウンロード
はこちら



「健康経営優良法人2025」の申請受付が始まりました!

健康経営優良法人認定とは、経済産業省と日本健康会議が特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰する制度です。健康経営を推進している企業として、全国的にPRすることができます。*健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

●健康経営優良法人2025のスケジュール

部門	申請期間	認定
大規模法人部門	令和6年8月19日(月)～令和6年10月11日(金)17時	令和7年3月頃
中小規模法人部門	令和6年8月19日(月)～令和6年10月18日(金)17時	令和7年3月頃

認定を受けると「ロゴマーク」が使用可能になります!



申請をサポートします!

協会けんぽ広島支部では、健康経営優良法人の申請方法や認定基準について冊子で解説しています。ぜひ、ご活用ください!

健康経営優良法人
サポートブック2025 (中小規模法人部門) ▶



健康経営優良法人
サポートブック2025
はこちらから



申請は
「ACTION!健康経営」
ポータルサイトから



「健康経営優良法人2025」の申請には「ひろしま企業健康宣言」のエントリーが必須です

出張相談窓口の閉鎖について



令和6年9月30日(月)をもちまして、福山年金事務所内に設置している協会けんぽ出張相談窓口を閉鎖します。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。なお、年金事務所の窓口(年金相談等)は変更ございません。お問い合わせ・ご相談はお気軽に広島支部までお電話ください。



協会けんぽ広島支部からのお知らせ (2024年9月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30~17:15
※おかけ間違いにご注意ください



今月の TOPICS

9月は「職場の健康診断 実施強化月間」です!

厚生労働省では、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的、重点的に啓発を行っています。この取組の重点事項として、医療保険者(協会けんぽ等)から従業員の健康診断の結果を求められた際の提供にご協力いただくという項目があります。ご提供いただいた健康診断の結果に応じて、協会けんぽの保健師・管理栄養士による特定保健指導がご利用いただけます。ぜひ、健康診断結果の提供にご協力ををお願いします。